

蘇遙会会員名簿原簿利用規定

(総則)

1. 蘇遙会会則に基づいて蘇遙会運営委員会が本利用規定を定める。

(規定の変更)

2. 本利用規定の変更は、蘇遙会運営委員会の決議を経るものとする。

(会員名簿利用の範囲)

3. 蘇遙会会則に基づき、会員名簿利用の範囲を以下の通りとする。
 - 1) データカード・情報誌の発送
 - 2) 会員専用ウェブサイトでの公開
(但し、名簿の公開は「公開の許可されている情報」のみとし、会費を納入した会員に対し納入年度の9月1日から翌年8月31日までとする)
 - 3) 会員名簿原簿の修正
 - 4) 会員名簿原簿の管理・印刷の外部委託
 - 5) 土木系教室からのアンケートなどの連絡
 - 6) クラス会や支部総会などの開催のための名簿提供
(但し、クラス世話役や支部代表幹事など前もって蘇遙会事務局に登録をした人に「公開の許可されている情報」のみ提供)
 - 7) 熊本大学工業会との情報交換

(規定施行)

4. 規定施行
 - 1) この規定は、平成17年5月27日より施行する。
 - 2) 令和6年5月31日改訂
 - 3) 令和6年5月31日施行

蘇遙会会員名簿原簿利用にあたっての注意事項

- (1) 情報の管理（「蘇遙会会員名簿原簿利用規定 3.（会員名簿利用の範囲）の 4）会員名簿原簿の管理・印刷の外部委託」に関する事項）

蘇遙会は、業務の遂行上、会員名簿原簿の管理及び印刷などを外部に委託する場合、個人情報を適正に取り扱っている委託先を選定し、個人情報の守秘義務契約を結び適切な管理を実施します。

- (2) 会員名簿情報利用手続き（「蘇遙会会員名簿原簿利用規定 3.（会員名簿利用の範囲）の 6）クラス会や支部総会などの開催のための名簿提供」に関する事項）

クラス会や支部総会などの開催のために蘇遙会名簿を利用したい場合には、「名簿データ利用申請書」および「蘇遙会クラス会開催世話人または支部代表幹事登録書」の提出をお願いしています。様式は蘇遙会ウェブサイトからダウンロードすることができます。詳しくは下記を参照下さい。

【蘇遙会ウェブサイト>業務支援>卒業生への支援】

https://www.web-dousoukai.com/soyoukai/?page_id=47

